

「治水特別会計」

I 「治水特別会計（治水勘定）平成14年度財務書類」

治水特別会計（治水勘定）財務書類

- 1 貸借対照表
- 2 業務費用計算書
- 3 資産・負債差額増減計算書
- 4 区分別収支計算書
- 5 注記
- 6 附属明細書
- 7 参考情報（機会費用）

II 「治水特別会計（特定多目的ダム建設工事勘定）平成14年度財務書類」

治水特別会計（特定多目的ダム建設工事勘定）財務書類

- 1 貸借対照表
- 2 業務費用計算書
- 3 資産・負債差額増減計算書
- 4 区分別収支計算書
- 5 注記
- 6 附属明細書
- 7 参考情報（機会費用）

III 「治水特別会計：平成14年度勘定合算財務書類」

勘定を合算した財務書類

- 1 貸借対照表
- 2 業務費用計算書
- 3 資産・負債差額増減計算書
- 4 区分別収支計算書
- 5 注記
- 6 附属明細書
- 7 参考情報（機会費用）

治水特別会計の業務等についての情報

1. 治水特別会計の設置目的

治水事業で国が施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事並びに治水事業で都道府県知事等が施行するものに係る負担金又は補助金の交付等に関する政府の経理を明確にするため、昭和35年に設置されたものである。

・根拠条文：治水特別会計法（昭和35年 法律第40号）

（設置）

第一条 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号。以下「法」という。）第三条に規定する治水事業七箇年計画の実施に伴い、法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で国が施行するもの（以下「直轄治水事業」という。）及び同条第二項第四号に規定する工事（以下「多目的ダム建設工事」という。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

※注：本条は、平成15年3月31日に改正されている。

2. 治水特別会計の特質

治水特別会計は、国が施行する治水事業の実施に係る経理を明確にすることが目的であることから、原則として、地方単独事業を除く、北海道、沖縄、離島、その他の河川事業、河川総合開発事業、砂防事業等の経費は、すべてこの特別会計の歳出として計上される。

なお、当特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、完成後、一般会計の財産に帰属することになる。

3. 治水特別会計が経理している業務概要

一般会計からの受入のほか、地方公共団体負担金や電気事業者等負担金等を財源とし、河川、砂防及び多目的ダムの建設工事に関する事業等を実施している。治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定とに区分して経理することとしている。

※ 特定多目的ダムとは

国土交通大臣が自ら新築するダムで、治水目的のほか、発電、水道又は工業用水

道の用（特定用途）に供されるものをいい、建設に要する費用は、国、地方公共団体及び上記の用途に使用するダム使用权の設定予定者等によって負担される。

○治水勘定

- (1) 河川、砂防、地すべりに関する事業で、
 - ① 国が施行するもの（直轄治水事業）
 - ② 直轄治水事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事 で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの
 - ③ 地方公共団体が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するもの
 - ④ 水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの
- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第107号）第13条の規定による無利子の貸付け
- (3) 河川、砂防、地すべりに関する事業の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で、独立行政法人土木研究所が実施し、かつ、これに要する費用を国が出資し、交付し、又は補助するもの
- (4) 国が施行する災害復旧事業等に係る事務費

○特定多目的ダム建設工事勘定

多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事

・根拠条文：治水特別会計法（昭和35年 法律第40号）

（設置）

第一条

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

一 直轄治水事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事 で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「治水関係受託工事」という。）及び同法に規定する多目的ダム建設工事に密接な関連のある工事 で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下「多目的ダム関係受託工事」という。）

二 法第二条第二項第一号に規定する河川、同項第二号に規定する砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。）又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる事業（以下「災害復旧事業等」という。）及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（以下この号において「港湾区域」という。）、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域（以下この号において「港湾隣接地域」という。）及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下この号において「公告水域」という。）に係る海岸保全区域内にあるものを除く。）に関する工事 で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事 で国土交通大臣が委託に基づき施行するものの管理並びに河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第

- 九条第一項又は海岸法第三十七条の二の規定により国土交通大臣が行う一級河川又は海岸保全区域（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く。）の管理（災害復旧事業等を除く。）に関する政令で定める事務
- 三 法第二条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付及び同条第二項第一号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付
- 四 法第二条第二項第五号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）で水資源開発公団が施行するものに係る交付金の交付
- 五 法第二条第二項各号に掲げる事業（同条第三項の規定に該当するものを除く。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十三条の規定による無利子の貸付け
- 六 法第二条第四項に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で独立行政法人土木研究所が実施するものに係る出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付

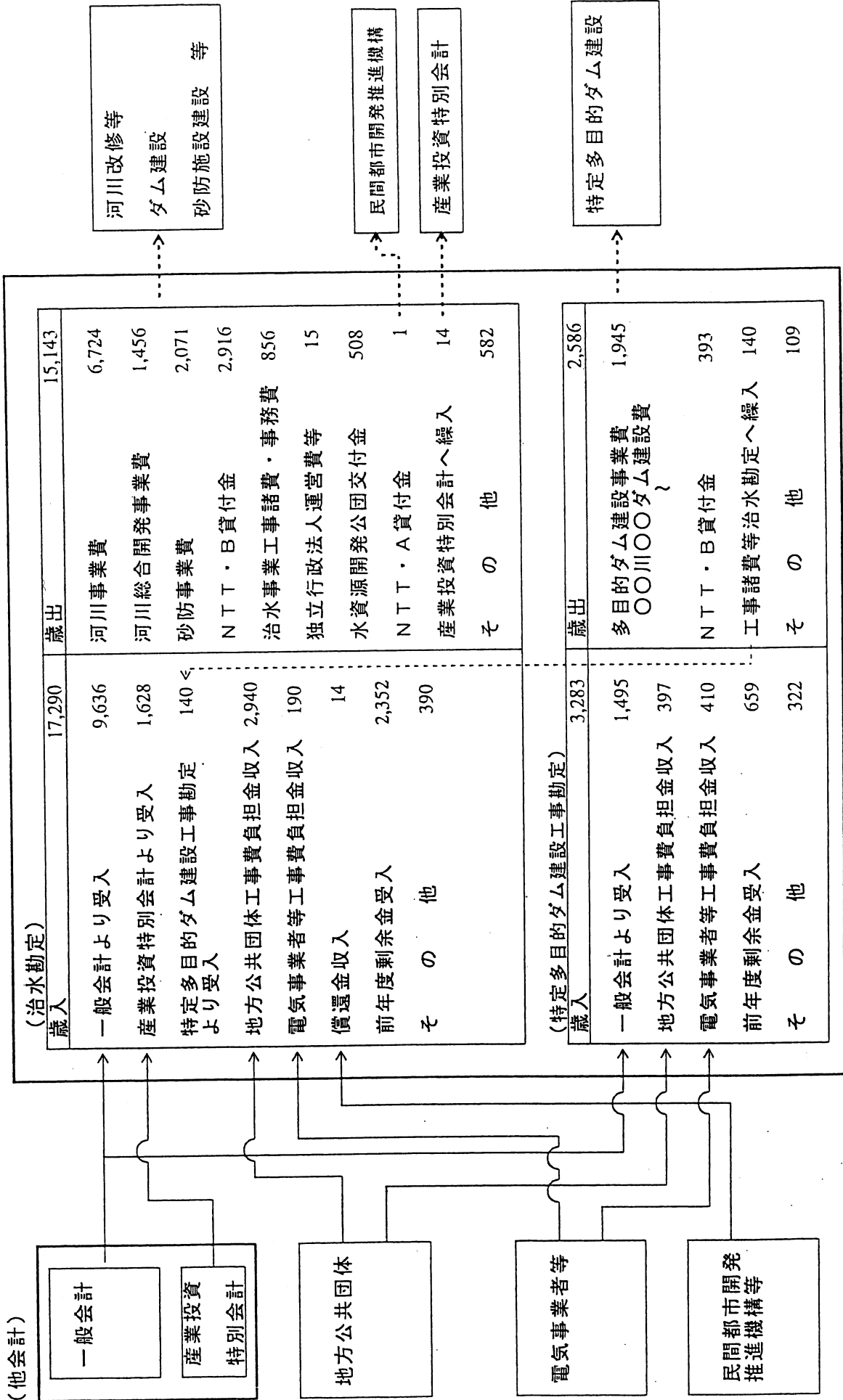
※注：本条は、平成15年3月31日に改正されている。

（勘定区分）

第三条 この会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

治水特別会計の仕組み（平成14年度決算）

（単位：億円）



(注) 治水勘定の（歳入）電気事業者等工事費負担金収入及び（歳出）水資源開発公団交付金には、水資源開発公団法による納付金及びこれに係る交付金として811百万円を含む。

「治水特別会計(治水勘定) 平成14年度財務書類」

貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度 (平成14年3月31日)		本会計年度 (平成15年3月31日)			前会計年度 (平成14年3月31日)		本会計年度 (平成15年3月31日)	
<資産の部>					<負債の部>				
現金・預金	235,225	214,768	未払金	40,620	41,298				
未収金	5,509	6,508	保管金等	12	131				
前払費用	44	44	前受金	2,315	2,355				
貸付金	17,672	66,769	賞与引当金	2,743	2,967				
その他の債権等	6,129	3,337	退職給付引当金	126,484	121,774				
貸倒引当金	△ 1	△ 2	他会計繰戻未済金	116,581	277,984				
有形固定資産	255,561	247,149							
国有財産(公共用財産を除く)	155,151	156,180							
土地	67,214	68,153							
立木竹	114	115							
建物	50,915	51,281	負債合計	288,756	446,511				
工作物	29,540	29,822	<資産・負債差額の部>						
船舶	2,078	2,117	資産・負債差額	236,208	96,657				
建設仮勘定	5,287	4,689							
物品	100,410	90,968							
無形固定資産	3,698	3,470							
出資金	1,124	1,124							
資産合計	524,965	543,169	負債及び資産・負債差額合計	524,965	543,169				

業務費用計算書

(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

人件費	65,119
賞与引当金繰入額	2,967
退職給付引当金繰入額	1,299
治水施設整備費	896,676
補助金等	467,922
委託費	19
運営費交付金	1,397
一般会計への繰入	111
郵政事業特別会計への繰入	0
庁費等	6,416
その他の経費	5,474
減価償却費	19,995
貸倒引当金繰入額	11
本年度業務費用合計	1,467,412

資産・負債差額増減計算書
 (自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I	前年度末資産・負債差額	236,208
II	本年度業務費用合計	△ 1,467,412
III	財源	1,327,862
	1 自己収入	350,266
	地方公共団体工事費負担金収入	294,063
	受託工事収入	17,286
	附帯工事収入	5,732
	電気事業者等工事費負担金収入	18,816
	運用益	0
	その他の財源	14,367
	2 他会計(勘定)からの受入	977,595
	一般会計からの受入	963,625
	特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	13,970
IV	無償所管換等	-
V	資産評価差額	-
VI	その他資産・負債差額の増減	-
VII	本年度末資産・負債差額	96,657

区分別収支計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I 業務収支	
1 財源	
地方公共団体工事費負担金収入	294,063
電気事業者等工事費負担金収入	19,040
受託工事納付金収入	18,067
附帯工事費負担金収入	7,551
資産売払収入	923
貸付金の回収による収入	1,352
運用収入	0
その他の収入	12,443
一般会計からの受入	963,625
産業投資特別会計からの受入	162,755
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	13,970
前年度剰余金受入	235,212
財源合計	1,729,005
2 業務支出	
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)	
人件費	△ 73,872
治水施設整備費	△ 897,068
補助金等	△ 466,912
委託費	△ 19
運営費交付金	△ 1,397
一般会計への繰入	△ 111
郵政事業特別会計への繰入	0
産業投資特別会計への繰入	△ 1,352
貸付けによる支出	△ 50,448
庁費等の支出	△ 6,746
その他の支出	△ 5,474
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 1,503,405
(2) 施設整備支出	
土地に係る支出	△ 959
建物等に係る支出	△ 10,003
施設整備支出合計	△ 10,962
業務支出合計	△ 1,514,368
業務収支	214,637
II 財務収支	
財務収支	-
本年度収支	214,637
翌年度歳入繰入	214,637
収支に関する換算差額	-
資金本年度末残高	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	131
本年度末現金・預金残高	214,768

注記

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

国有財産の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、合計価額に定額法による減価償却を行っている。

○無形固定資産

地上権、特許権の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

ソフトウェアについては、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

② 出資金の会計処理

市場価格のないものについては、移動平均法による原価法によっている。

③ 引当金の計上基準、計算方法

○貸倒引当金

不納欠損を生じている雑入等債権について、過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて算出した額を計上している。

貸付金債権については、地方公共団体に対するものや、貸付にあたり金融機関の債務保証を義務付けているもののみであり、かつ、過去に回収不能となった事例が存しないため、回収不能見込みがないと判断し貸倒引当金を計上していない。

○賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当	$\text{翌年度期末手当予算額} \times 6 \text{ 月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 1/3$
勤勉手当	$\text{翌年度勤勉手当予算額} \times 6 \text{ 月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

○退職給付引当金

1) 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。
勤続年数階層毎人員数 \times 平均俸給額 \times 自己都合退職手当支給率

2) 整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

3) 国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償金法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金の支払いに備えるため、将来給付見込額（支給率×平均給与）の割引現在価値を計上している。

④ その他財務書類作成のための基本となる重要事項

○消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

○公共用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、完成後、「一般会計」の財産に帰属することになる。

したがって、当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍等の公用財産のみを貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付した。

○区分別収支計算書について

当特別会計では、収入別に施設整備に係る支出の経理を行っていないため、各収入が歳入額に占める割合に応じて算出している。資産売却収入については決算額を計上している。

(2) 偶発債務

① 偶発債務

(単位：百万円)

名称等(訴訟名)	金額	事件番号	概要(簡単な説明等)
平成13年(ワ)第201号 阿武隈川河川工事損害賠償請求事件	18	福島地裁 平成13年(ワ)第201号	平成13年4月18日提訴 現在審理中
平成14年(ワ)第2779号 損害賠償等請求反訴事件	1,500	東京地裁 平成14年(ワ)第2779号	平成14年6月3日提訴 現在審理中
合計	1,518		

(3) 翌年度以降支出予定額

① 歳出予算の繰越

平成 14 年度末の「歳出予算の繰越債務負担額」の翌年度への繰越債務額は 314,304 百万円である。

② 国庫債務負担行為による負担額

平成 14 年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 190,736 百万円である。

(4) 追加情報等

① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各財務書類における表示科目の内容

i 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・「現金・預金」には、当会計年度の歳入歳出決算上の剰余金及び会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「未収金」には、一般会計国税収納整理基金に対する消費税還付金、企業等に対する費用弁償金債権及び損害賠償金債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠償保険の前払保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、地方公共団体に対する河川改修資金貸付金、砂防事業資金貸付金等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、地方公共団体等に対する公共事業費受益者等負担金債権等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舍等に係る土地を計上している。
- ・「立木竹」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舍等の敷地内に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舍等を計上している。
- ・「工作物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舍等に係る門扉等の工作物を計上している。
- ・「船舶」には、地方整備局事務所において工事施行に必要な船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人土木研究所治水勘定等に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額等を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託及び附帯工事収納済繰越額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度 6 月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。

- ・「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）、国家公務員災害補償年金（国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、「治水特別会計法」附則第33項の規定に基づき、産業投資特別会計から繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「治水施設整備費」には、国が施行する河川改修事業等の事業費等を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した補助金等を計上している。
- ・「委託費」には、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体に対して支出した金額を計上している。
- ・「運営費交付金」には、独立行政法人土木研究所の行う業務のうち「独立行政法人土木研究所法」に規定する業務の財源に充てるための同研究所に対する運営費交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、「退職者に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律」第1条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「郵政事業特別会計への繰入」には、郵便局を通じて国費の受け渡しを行った場合に係る手数料を郵政事業特別会計へ繰り入れている額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、「河川法」等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事収入」には、地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事収入」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額を計上している。

- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「運用益」には、財政融資資金に預託した預託金に係る利子収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、公務員宿舍料、返納金等の雑収入等を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第7条第1項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「特定多目的ダム建設工事勘定からの受入」には、多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第8条第1項の規定による特定多目的ダム建設勘定からの受入額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区分別収支計算書における表示科目

- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、「河川法」等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「資産売払収入」には、国有財産売払収入の額を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、河川事業資金収益回収特別貸付金等の償還額を計上している。
- ・「運用収入」には、財政融資資金に預託した預託金に係る利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第7条第1項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する資金の貸付の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第6項の規定による産業投資特別会計からの受入額を計上している。
- ・「特定多目的ダム建設工事勘定からの受入」には、多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第8条第1項の規定による特定多目的ダム建設勘定からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、「治水特別会計法」第18条第1項の規定による前年度の決算上の剰余金額を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等に係る支出額を計上している。
- ・「治水施設整備費」には、国が施行する河川改修事業等の事業費等を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した金額等を計上している。
- ・「委託費」には、直轄で行う河川改修事業費等に必要用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体に対して支出した金額を計上している。
- ・「運営費交付金」には、独立行政土木研究所の行う業務のうち「独立行政法人土木研究所法」に規定する業務の財源に充てるための同研究所に対する運営費交付金を計上している。

- ・「一般会計への繰入」には、「退職者に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律」第1条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「郵政事業特別会計への繰入」には、郵便局を通じて国費の受け渡しを行った場合に係る手数料を郵政事業特別会計へ繰り入れている額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、「治水特別会計法」附則第31項の規定に基づき貸付金の償還金に相当する金額を産業投資特別会計への繰入額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、地方公共団体に対する河川改修資金貸付金、砂防事業資金貸付金等に係る支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。

③ その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 未収金の明細

未収金の明細		(単位:百万円)	
内容	相手先	本年度増加額	本年度末残高
消費税還付金	一般会計国税収納整理基金		6,380
公共事業受益者等負担金債権	企業		5
物件貸付料債権	個人		0
費用弁償金債権	企業等		40
返納金債権	個人等		35
延滞金債権	個人		0
損害賠償金債権	企業等		37
利息債権	企業等		6
受託事業費債権	地方公共団体等		2
合計			6,508

② 貸付金の明細

貸付金の明細		(単位:百万円)	
貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度末残高
水資源開発公社	670	-	587
民間都市開発推進機構	8,534	125	7,390
地方公共団体	8,467	50,323	58,791
合計	17,672	50,448	66,769

(単位:百万円)

③ その他の債権等の明細

その他の債権等の明細		(単位:百万円)	
債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
公共事業費受益者等負担金債権	地方公共団体等	1,609	電気事業者等工事費負担金収入
公共事業費受益者等負担金債権	地方公共団体等	903	附帯工事費負担金収入
受託事業費債権	地方公共団体等	678	受託工事納付金収入
返納金債権	個人	139	雑収入
その他債権	個人等	5	雑収入
合計		3,337	

④ 固定資産の明細
固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
普通財産						
土地	2,721	1,074	-	-	-	3,796
立木竹	-	-	-	-	-	-
建物	20	-	10	0	-	9
工作物	55	-	1	5	-	48
船舶	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	2,798	1,074	12	5	-	3,854
行政財産						
土地	64,492	2,668	2,803	-	-	64,357
立木竹	114	2	1	-	-	115
建物	50,894	3,549	632	2,539	-	51,272
工作物	29,485	3,761	633	2,839	-	29,774
船舶	2,078	398	58	301	-	2,117
航空機	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	5,287	4,689	5,287	-	-	4,689
小計	152,353	15,070	9,416	5,680	-	152,326
国有財産合計	155,151	16,144	9,428	5,686	-	156,180
公共用財産						
公共用財産用地	-	-	-	-	-	-
公共用財産施設	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
物品	100,410	26,570	22,809	13,202	-	90,968
小計	100,410	26,570	22,809	13,202	-	90,968
有形固定資産合計	255,561	42,715	32,238	18,888	-	247,149
無形固定資産						
国有財産						
普通財産	25	0	0	-	-	25
特許権等	25	0	0	-	-	25
行政財産	0	-	-	-	-	0
特許権等	0	-	-	-	-	0
国有財産合計	26	0	0	-	-	26
電話加入権	361	13	-	-	-	374
ソフトウェア	3,310	864	-	1,106	-	3,069
小計	3,698	878	0	1,106	-	3,470
無形固定資産合計	259,260	43,593	32,238	19,995	-	250,619
有形固定資産・無形固定資産合計						

⑤ 出資金の明細
出資金の増減の明細 (単位:百万円)

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度計上分)	強制評価減	本年度末残高
出資(時価のないもの)							
独立行政法人 土木研究所治水勘定	855	-	-	-	-	-	855
独立行政法人 北海道開発土木研究所 合計	269 1,124	- -	- -	- -	- -	- -	269 1,124

市場価格のない出資金の純資産額等の明細 (単位:百万円)

出資金額 (国有財産台帳価 格)	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計からの 出資額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額によ る算出額 (G=C×F)	貸借対照表計 上額	使用財務諸表
出資先									
独立行政法人 土木研究所治水勘定	1,244	421	823	855	855	100.00%	823	855	855/法定財務諸表
独立行政法人 北海道開発土木研究所 合計	9,623 10,868	2,187 2,609	7,435 8,258	7,599 8,455	269 1,124	3.54%	263 1,086	269 1,124	269/法定財務諸表

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

未払金の明細 内容	相手先	本年度残高
補助率差額	地方公共団体	41,256
公務災害補償費	個人	18
児童手当	個人	23
合計		41,298

2. 業務費用計算書

(1) 補助金等の明細

(単位:百万円)

名称	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金	地方公共団体	416,232	事業費等の補助	無
	特殊法人・認可法人	770	事業費等の補助	無
	独立行政法人	120	施設整備費の補助	有
	計	417,122		
交付金	特殊法人・認可法人	50,799	施設費等の交付	無
	計	50,799		
合計		467,922		

(2) 委託費等の明細

(単位:百万円)

名称	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
委託費	地方公共団体	19	用地事務の委託	無
	計	19		
運営費交付金	独立行政法人	1,397	独立行政法人の運営費	有
	計	1,397		
合計		1,416		

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

財源の明細

(単位:百万円)	
款	項
雑収入	雑収入
	金額
	14,367

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

款	項	金額
雑収入	雑収入	12,443

(単位:百万円)

(2) その他歳計外現金・預金の明細
その他歳計外現金・預金の増減の明細

	金額
前年度末残高	12
本年度受入	131
本年度払出	12
本年度末残高	131

(単位:百万円)

参考情報

① 機会費用に関する情報

産業投資特別会計から無利子貸付金及び直轄で施行する改革推進公共投資各事業の財源として受け入れた額について、平成15年3月に新規発行された10年国債の利回りを年利として算出した。

$$277,984 \text{ 百万円 (「他会計繰戻未済金」の年度末残高)} \times 0.700\% = 1,945 \text{ 百万円}$$

② 公共用財産に関する情報

堤防等の堤防等の施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数49年）により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。

具体的には、財務省作成「国の貸借対照表作成の基本的考え方」の手法によった。

(単位:百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施 設	41,676,068	1,601,698	747	1,065,023	42,211,996
用 地	14,519,113	537,274	4,490	-	15,051,897
公共用財産	56,195,181	2,138,972	5,237	1,065,023	57,263,893

「治水特別会計(特定多目的ダム建設工事勘定) 平成14年度財務書類」

貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度 (平成14年3月31日)	本会計年度 (平成15年3月31日)		前会計年度 (平成14年3月31日)	本会計年度 (平成15年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	65,900	69,660	保管金等	0	-
未収金	2	2	前受金	1,943	1,655
その他の債権等	240	372	他会計繰戻未済金	11,787	32,918
有形固定資産	116,543	112,244			
国有財産(公共用財産を除く)	69,925	69,784			
土地	30,831	31,245			
立木竹	52	53			
建物	23,496	23,657	負債合計	13,731	34,574
工作物	13,619	13,743	<資産・負債差額の部>		
船舶	956	973	資産・負債差額	169,172	147,950
建設仮勘定	969	111			
物品	46,617	42,460			
無形固定資産	217	244			
資産合計	182,904	182,524	負債及び資産・負債差額合計	182,904	182,524

業務費用計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

多目的ダム建設費	239,326
治水勘定への繰入	13,970
庁費等	720
その他の経費	550
減価償却費	8,351
本年度業務費用合計	262,918

資産・負債差額増減計算書
 (自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I	前年度末資産・負債差額	169,172
II	本年度業務費用合計	△ 262,918
III	財源	241,696
	1 自己収入	92,230
	地方公共団体工事費負担金収入	39,726
	電気事業者等工事費負担金収入	40,990
	受託工事収入	10,887
	運用益	0
	その他の財源	625
	2 他会計(勘定)からの受入	149,465
	一般会計からの受入	149,465
IV	無償所管換等	-
V	資産評価差額	-
VI	その他資産・負債差額の増減	-
VII	本年度末資産・負債差額	147,950

区分別収支計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I 業務収支	
1 財源	
地方公共団体工事費負担金収入	39,726
電気事業者等工事費負担金収入	40,990
受託工事納付金収入	10,467
資産売払収入	406
運用収入	0
その他の収入	219
一般会計からの受入	149,465
産業投資特別会計からの受入	21,131
前年度剰余金受入	65,900
財源合計	328,307
2 業務支出	
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)	
多目的ダム建設費	△ 238,579
治水勘定への繰入	△ 13,970
庁費等の支出	△ 720
その他の支出	△ 550
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 253,820
(2) 施設整備支出	
建物等に係る支出	△ 4,826
施設整備支出合計	△ 4,826
業務支出合計	△ 258,646
業務収支	69,660
II 財務収支	
財務収支	-
本年度収支	69,660
翌年度歳入繰入	69,660
収支に関する換算差額	-
資金本年度末残高	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	-
本年度末現金・預金残高	69,660

注記

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

国有財産の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、合計価額に定額法による減価償却を行っている。

○無形固定資産

地上権、特許権の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

ソフトウェアについては、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

② その他財務書類作成のための基本となる重要事項

○消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている

○公共用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、完成後、「一般会計」の財産に帰属することになる。

したがって、当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍等の公用財産のみを貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付した。

○区分別収支計算書について

当特別会計では、収入別に施設整備に係る支出の経理を行っていないため、各収入が歳入額に占める割合に応じて算出している。資産売払収入については決算額を計上している。

(2) 翌年度以降支出予定額

① 歳出予算の繰越

平成14年度末の「歳出予算の繰越債務負担額」の翌年度以降への繰越債務額は24,406百万円である。

② 国庫債務負担行為による負担額

平成 14 年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 174,997 百万円である。

(3) 追加情報等

① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各財務書類における表示科目の内容

i 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・「現金・預金」には、当会計年度の歳入歳出決算上の剰余金を計上している。
- ・「未収金」には、企業等に対する損害賠償債権等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、地方公共団体に対する受託事業費債権等を計上している。
- ・「土地」には、主に、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る土地を計上している。
- ・「立木竹」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等の敷地内に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等を計上している。
- ・「工作物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る門扉等の工作物を計上している。
- ・「船舶」には、地方整備局事務所において工事施行に必要な船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託工事収納済繰越額を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、「治水特別会計法」附則第 33 項の規定に基づき、産業投資特別会計から繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「多目的ダム建設費」には、多目的ダム建設事業等の事業費等を計上している。
- ・「治水勘定への繰入」には、「治水特別会計法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるため、治水勘定へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する特定の多目的ダム建設工事に必要な経費のうち、「河川法」に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が施行する特定の多目的ダム建設工事に必要な経費のうち、「特定多目的ダム法」に基づき、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事収入」には、特定の多目的ダム建設工事に関連する工事を地方公共団体等から受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「運用益」には、財政融資資金に預託した預託金に係る利子収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、公務員宿舍料、返納金等の雑収入等を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第7条第2項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区分別収支計算書における表示科目

- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する特定の多目的ダム建設工事に必要な経費のうち、「河川法」に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が施行する特定の多目的ダム建設工事に必要な経費のうち、「特定多目的ダム法」に基づき、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、特定の多目的ダム建設工事に関連する工事を地方公共団体等から受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「資産売却収入」には、国有財産売却収入の額を計上している。
- ・「運用収入」には、財政融資資金に預託した預託金に係る利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第7条第2項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する資金の貸付の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第6項の規定による産業投資特別会計からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、「治水特別会計法」第18条第2項の規定による前年度の決算上の剰余金額を計上している。
- ・「多目的ダム建設費」には、多目的ダム建設事業等の事業費等を計上している。
- ・「治水勘定への繰入」には、「治水特別会計法」第8条第1項の規定に基づき、多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるため、治水勘定へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。

③ その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 未収金の明細

未収金の明細		(単位:百万円)	
内容	相手先	本年度未残高	
損害賠償債権	企業等	1	
利息債権	企業等	0	
合計		2	

② その他の債権等の明細

その他の債権等の明細		(単位:百万円)	
債権の種類	相手先	本年度未残高	債権の内容等
受託事業費債権	地方公共団体等	372	受託工事納付金収入
合計		372	

③ 固定資産の明細
固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
普通財産						
土地	1,198	473	-	-	-	1,671
立木竹	-	-	-	-	-	-
建物	9	-	4	0	-	4
工作物	24	-	0	2	-	21
船舶	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	1,232	473	5	2	-	1,697
行政財産						
土地	29,633	1,175	1,234	-	-	29,573
立木竹	52	0	0	-	-	53
建物	23,486	1,562	278	1,118	-	23,653
工作物	13,594	1,656	278	1,250	-	13,721
船舶	956	175	25	132	-	973
航空機	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	969	111	969	-	-	111
小計	68,693	4,681	2,787	2,501	-	68,087
国有財産合計	69,925	5,154	2,792	2,503	-	69,784
公共用財産						
公共用財産用地	-	-	-	-	-	-
公共用財産施設	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
物品	46,617	11,698	10,042	5,813	-	42,460
小計	46,617	11,698	10,042	5,813	-	42,460
有形固定資産合計	116,543	16,853	12,835	8,316	-	112,244
無形固定資産						
国有財産						
普通財産	11	0	0	-	-	11
特許権等	11	0	0	-	-	11
行政財産	0	-	-	-	-	0
特許権等	0	-	-	-	-	0
国有財産合計	11	0	0	-	-	11
電話加入権	77	2	-	-	-	79
ソフトウェア	129	58	-	34	-	152
無形固定資産合計	217	61	0	34	-	244
有形固定資産・無形固定資産合計	116,761	16,915	12,835	8,351	-	112,489

2. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

財源の明細		(単位:百万円)
款	項	金額
雑収入	雑収入	625

3. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位:百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	219

参考情報

① 機会費用に関する情報

産業投資特別会計から改革推進公共投資多目的ダム建設事業等の財源として受け入れた額について、平成15年3月に新規発行された10年国債の利回りを年利として算出した。

$$32,918 \text{ 百万円 (「他会計繰戻未済金」の年度末残高)} \times 0.700\% = 230 \text{ 百万円}$$

② 公共用財産に関する情報

堤防等の堤防等の施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数49年）により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。

具体的には、財務省作成「国の貸借対照表作成の基本的考え方」の手法によった。

(単位:百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施 設	4,510,858	236,829	-	121,040	4,626,647
用 地	601,243	2,162	-	-	603,405
公共用財産	5,112,101	238,991	-	121,040	5,230,052

「治水特別会計：平成14年度勘定合算財務書類」

合算 貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度 (平成14年3月31日)	本会計年度 (平成15年3月31日)		前会計年度 (平成14年3月31日)	本会計年度 (平成15年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	301,126	284,429	未払金	40,620	41,298
未収金	5,511	6,510	保管金等	12	131
前払費用	44	44	前受金	4,258	4,010
貸付金	17,672	66,769	賞与引当金	2,743	2,967
その他の債権等	6,369	3,709	退職給付引当金	126,484	121,774
貸倒引当金	△ 1	△ 2	他会計繰戻未済金	128,369	310,903
有形固定資産	372,104	359,394			
国有財産(公共用財産を除く)	225,077	225,965			
土地	98,046	99,398			
立木竹	166	168			
建物	74,411	74,939	負債合計	302,488	481,086
工作物	43,160	43,566	<資産・負債差額の部>		
船舶	3,035	3,091	資産・負債差額	405,381	244,608
建設仮勘定	6,257	4,801			
物品	147,027	133,428			
無形固定資産	3,916	3,714			
出資金	1,124	1,124			
資産合計	707,869	725,694	負債及び資産・負債差額合計	707,869	725,694

合算 業務費用計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

人件費	65,119
賞与引当金繰入額	2,967
退職給付引当金繰入額	1,299
治水施設整備費	896,676
多目的ダム建設費	239,326
補助金等	467,922
委託費	19
運営費交付金	1,397
一般会計への繰入	111
郵政事業特別会計への繰入	0
庁費等	7,136
その他の経費	6,024
減価償却費	28,347
貸倒引当金繰入額	11
本年度業務費用合計	1,716,360

合算 資産・負債差額増減計算書
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I	前年度末資産・負債差額	405,381
II	本年度業務費用合計	△ 1,716,360
III	財源	1,555,587
	1 自己収入	442,496
	地方公共団体工事費負担金収入	333,789
	受託工事収入	28,173
	附帯工事収入	5,732
	電気事業者等工事費負担金収入	59,807
	運用益	0
	その他の財源	14,993
	2 他会計(勘定)からの受入	1,113,091
	一般会計からの受入	1,113,091
IV	無償所管換等	-
V	資産評価差額	-
VI	その他資産・負債差額の増減	-
VII	本年度末資産・負債差額	244,608

合算 区分別収支計算書
 (自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I 業務収支	
1 財源	
地方公共団体工事費負担金収入	333,789
電気事業者等工事費負担金収入	60,030
受託工事納付金収入	28,535
附帯工事費負担金収入	7,551
資産売払収入	1,329
貸付金の回収による収入	1,352
運用収入	0
その他の収入	12,663
一般会計からの受入	1,113,091
産業投資特別会計からの受入	183,886
前年度剰余金受入	301,113
財源合計	<u>2,043,342</u>
2 業務支出	
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)	
人件費	△ 73,872
治水施設整備費	△ 897,068
多目的ダム建設費	△ 238,579
補助金等	△ 466,912
委託費	△ 19
運営費交付金	△ 1,397
一般会計への繰入	△ 111
郵政事業特別会計への繰入	0
産業投資特別会計への繰入	△ 1,352
貸付けによる支出	△ 50,448
庁費等の支出	△ 7,467
その他の支出	△ 6,024
業務支出(施設整備支出を除く)合計	<u>△ 1,743,255</u>
(2) 施設整備支出	
土地に係る支出	△ 959
建物等に係る支出	△ 14,830
施設整備支出合計	<u>△ 15,789</u>
業務支出合計	△ 1,759,044
業務収支	284,297
II 財務収支	
財務収支	-
本年度収支	284,297
翌年度歳入繰入	284,297
収支に関する換算差額	-
資金本年度末残高	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	131
本年度末現金・預金残高	284,429

注記

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、合計価額に定額法による減価償却を行っている。

○無形固定資産

ソフトウェアについては、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

② 出資金の会計処理

市場価格のないものについては、移動平均法による原価法によっている。

③ 引当金の計上基準、計算方法

○貸倒引当金

不納欠損を生じている雑入等債権について、過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて算出した額を計上している。

貸付金債権については、地方公共団体に対するものや、貸付にあたり金融機関の債務保証を義務付けているもののみであり、かつ、過去に回収不能となった事例が存しないため、回収不能見込みがないと判断し貸倒引当金を計上していない。

○賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当	$\text{翌年度期末手当予算額} \times 6 \text{ 月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 1/3$
勤勉手当	$\text{翌年度勤勉手当予算額} \times 6 \text{ 月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

○退職給付引当金

1) 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を下記の計算方法により算出している。
 $\text{勤続年数階層毎人員数} \times \text{平均俸給額} \times \text{自己都合退職手当支給率}$

2) 整理資源

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

3) 国家公務員災害補償年金

国家公務員災害補償金法に基づく補償のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金の支払いに備えるため、将来給付見込額（支給率×平均給与）の割引現在価値を計上している。

④ その他財務書類作成のための基本となる重要事項

○消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

○勘定間の債権債務等について

合算財務書類作成にあたり、各勘定の財務書類における勘定間の債権債務、繰入/受入取引は、相殺消去している。

○公共用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、完成後、「一般会計」の財産に帰属することになる。

したがって、当会計においては、特別会計が完成後所有権を取得する事務所や宿舍等の公用財産のみを貸借対照表の資産に計上し、公共用財産については計上していない。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付した。

○区分別収支計算書について

当特別会計では、収入別に施設整備に係る支出の経理を行っていないため、各収入が歳入額に占める割合に応じて算出している。資産売却収入については決算額を計上している。

(2) 偶発債務

① 偶発債務

(単位：百万円)

名称等(訴訟名)	金額	事件番号	概要(簡単な説明等)
平成 13 年(ワ)第 201 号 阿武隈川河川工事損害賠償請求事件	18	福島地裁 平成 13 年(ワ)第 201 号	平成 13 年 4 月 18 日提訴 現在審理中
平成 14 年(ワ)第 2779 号 損害賠償等請求反訴事件	1,500	東京地裁 平成 14 年(ワ)第 2779 号	平成 14 年 6 月 3 日提訴 現在審理中
合 計	1,518		

(3) 翌年度以降支出予定額

① 歳出予算の繰越

平成 14 年度末の「歳出予算の繰越債務負担額」の翌年度への繰越債務額は 338,711 百万円である。

② 国庫債務負担行為による負担額

平成 14 年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 365,734 百万円である。

(4) 追加情報等

① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 各財務書類における表示科目の内容

i 貸借対照表における表示科目の内容等

- ・「現金・預金」には、当会計年度の歳入歳出決算上の剰余金及び会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「未収金」には、一般会計国税収納整理基金に対する消費税還付金、企業等に対する費用弁償金債権及び損害賠償金債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠償保険の前払保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、地方公共団体に対する河川改修資金貸付金、砂防事業資金貸付金等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、地方公共団体等に対する公共事業費受益者等負担金債権等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る土地を計上している。
- ・「立木竹」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等の敷地内に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等を計上している。
- ・「工作物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る門扉等の工作物を計上している。
- ・「船舶」には、地方整備局事務所において工事施行に必要な船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人土木研究所治水勘定等に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額等を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託及び附帯工事収納済繰越額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度 6 月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和 34 年 10 月以前の恩給公務員期間に係る給付）、国家公務員災害補償年金（国家公務員災害補償法に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。

- ・「他会計繰戻未済金」には、「治水特別会計法」附則第 33 項の規定に基づき、産業投資特別会計から繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度 6 月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「治水施設整備費」には、国が施行する河川改修事業等の事業費等を計上している。
- ・「多目的ダム建設費」には、多目的ダム建設事業等の事業費等を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した補助金等を計上している。
- ・「委託費」には、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体に対して支出した金額を計上している。
- ・「運営費交付金」には、独立行政法人土木研究所の行う業務のうち「独立行政法人土木研究所法」に規定する業務の財源に充てるための同研究所に対する運営費交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、「退職者に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律」第 1 条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「郵政事業特別会計への繰入」には、郵便局を通じて国費の受け渡しを行った場合に係る手数料を郵政事業特別会計へ繰り入れている額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。

iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債評価差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、「河川法」等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事収入」には、地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事収入」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「運用益」には、財政融資資金に預託した預託金に係る利子収入を計上している。

- ・「その他の財源」には、公務員宿舍料、返納金等の雑収入等を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第7条第1項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

iv 区分別収支計算書における表示科目

- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、「河川法」等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「資産売払収入」には、国有財産売払収入の額を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、河川事業資金収益回収特別貸付金等の償還額を計上している。
- ・「運用収入」には、財政融資資金に預託した預託金に係る利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための「治水特別会計法」第7条第1項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「産業投資特別会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する資金の貸付の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第6項の規定による産業投資特別会計からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、「治水特別会計法」第18条第1項の規定による前年度の決算上の剰余金額を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等に係る支出額を計上している。
- ・「治水施設整備費」には、国が施行する河川改修事業等の事業費等を計上している。
- ・「多目的ダム建設費」には、多目的ダム建設事業等の事業費等を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した金額等を計上している。
- ・「委託費」には、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体に対して支出した金額を計上している。
- ・「運営費交付金」には、独立行政土木研究所の行う業務のうち「独立行政法人土木研究所法」に規定する業務の財源に充てるための同研究所に対する運営費交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、「退職者に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律」第1条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「郵政事業特別会計への繰入」には、郵便局を通じて国費の受け渡しを行った場合に係る手数料を郵政事業特別会計へ繰り入れている額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、「治水特別会計法」附則第31項の規定に基づき貸付金の償還金に相当する金額を産業投資特別会計への繰入額を計上している。

- ・「貸付けによる支出」には、地方公共団体に対する河川改修資金貸付金、砂防事業資金貸付金等に係る支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。

③ その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

治水特別会計 附属明細書(貸借対照表)
当会計年度(平成15年3月31日)

(単位:百万円)

	治水勘定	特定多目的ダム 建設工事勘定	相殺消去	合算合計
<資産の部>				
現金・預金	214,768	69,660	—	284,429
未収金	6,508	2	—	6,510
前払費用	44	—	—	44
貸付金	66,769	—	—	66,769
その他の債権等	3,337	372	—	3,709
貸倒引当金	△ 2	—	—	△ 2
有形固定資産	247,149	112,244	—	359,394
国有財産(公共用財産を除く)	156,180	69,784	—	225,965
土地	68,153	31,245	—	99,398
立木竹	115	53	—	168
建物	51,281	23,657	—	74,939
工作物	29,822	13,743	—	43,566
船舶	2,117	973	—	3,091
建設仮勘定	4,689	111	—	4,801
物品	90,968	42,460	—	133,428
無形固定資産	3,470	244	—	3,714
出資金	1,124	—	—	1,124
資産合計	543,169	182,524	—	725,694
<負債の部>				
未払金	41,298	—	—	41,298
保管金等	131	—	—	131
前受金	2,355	1,655	—	4,010
賞与引当金	2,967	—	—	2,967
退職給付引当金	121,774	—	—	121,774
他会計繰戻未済金	277,984	32,918	—	310,903
負債合計	446,511	34,574	—	481,086
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	96,657	147,950	—	244,608
資産・負債差額合計	96,657	147,950	—	244,608
負債及び資産・負債差額合計	543,169	182,524	—	725,694

治水特別会計 附属明細書(業務費用計算書)
 当会計年度(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

	治水勘定	特定多目的ダム 建設工事勘定	勘定間消去	合算合計
人件費	65,119	-	-	65,119
賞与引当金繰入額	2,967	-	-	2,967
退職給付引当金繰入額	1,299	-	-	1,299
治水施設整備費	896,676	-	-	896,676
多目的ダム建設費	-	239,326	-	239,326
補助金等	467,922	-	-	467,922
委託費	19	-	-	19
運営費交付金	1,397	-	-	1,397
治水勘定への繰入	-	13,970	△ 13,970	-
一般会計への繰入	111	-	-	111
郵政事業特別会計への繰入	0	-	-	0
庁費等	6,416	720	-	7,136
その他の経費	5,474	550	-	6,024
減価償却費	19,995	8,351	-	28,347
貸倒引当金繰入額	11	-	-	11
本年度業務費用合計	1,467,412	262,918	△ 13,970	1,716,360

治水特別会計 附属明細書(資産・負債差額増減計算書)
 当会計年度(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

科目	治水勘定	特定多目的ダム 建設工事勘定	勘定間消去	合算合算
前年度末資産・負債差額	236,208	169,172	-	405,381
本年度業務費用合計	△ 1,467,412	△ 262,918	13,970	△ 1,716,360
財源	1,327,862	241,696	△ 13,970	1,555,587
自己収入	350,266	92,230	-	442,496
地方公共団体工事費負担金収入	294,063	39,726	-	333,789
受託工事収入	17,286	10,887	-	28,173
附帯工事収入	5,732	-	-	5,732
電気事業者等工事費負担金収入	18,816	40,990	-	59,807
運用益	0	0	-	0
その他の財源	14,367	625	-	14,993
他会計(勘定)からの受入	977,595	149,465	△ 13,970	1,113,091
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	13,970	-	△ 13,970	-
一般会計からの受入	963,625	149,465	-	1,113,091
無償所管換等	-	-	-	-
資産評価差額	-	-	-	-
その他資産・負債差額の増減	-	-	-	-
本年度末資産・負債差額	96,657	147,950	-	244,608

治水特別会計 附属明細書(区分別収支計算書)
 当会計年度(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

	治水勘定	特定多目的ダム 建設工事勘定	勘定間消去	合算合計
地方公共団体工事費負担金収入	294,063	39,726	-	333,789
電気事業者等工事費負担金収入	19,040	40,990	-	60,030
受託工事納付金収入	18,067	10,467	-	28,535
附帯工事費負担金収入	7,551	-	-	7,551
資産売却収入	923	406	-	1,329
貸付金の回収による収入	1,352	-	-	1,352
運用収入	0	0	-	0
その他の収入	12,443	219	-	12,663
一般会計からの受入	963,625	149,465	-	1,113,091
産業投資特別会計からの受入	162,755	21,131	0	183,886
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	13,970	-	△ 13,970	-
前年度剰余金受入	235,212	65,900	-	301,113
財源合計	1,729,005	328,307	△ 13,970	2,043,342
人件費	△ 73,872	-	-	△ 73,872
治水施設整備費	△ 897,068	-	-	△ 897,068
多目的ダム建設費	-	△ 238,579	-	△ 238,579
補助金等	△ 466,912	-	-	△ 466,912
委託費	△ 19	-	-	△ 19
運営費交付金	△ 1,397	-	-	△ 1,397
治水勘定への繰入	-	△ 13,970	13,970	-
一般会計への繰入	△ 111	-	-	△ 111
郵政事業特別会計への繰入	0	-	-	0
産業投資特別会計への繰入	△ 1,352	-	-	△ 1,352
貸付けによる支出	△ 50,448	-	-	△ 50,448
庁費等の支出	△ 6,746	△ 720	-	△ 7,467
その他の支出	△ 5,474	△ 550	-	△ 6,024
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 1,503,405	△ 253,820	13,970	△ 1,743,255
土地に係る支出	△ 959	-	-	△ 959
建物等に係る支出	△ 10,003	△ 4,826	-	△ 14,830
施設整備支出合計	△ 10,962	△ 4,826	-	△ 15,789
業務支出合計	△ 1,514,368	△ 258,646	13,970	△ 1,759,044
業務収支	214,637	69,660	-	284,297
財務収支	-	-	-	-
本年度収支	214,637	69,660	-	284,297
翌年度歳入繰入	214,637	69,660	-	284,297
収支に関する換算差額	-	-	-	-
資金本年度末残高	-	-	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	131	-	-	131
本年度末現金・預金残高	214,768	69,660	-	284,429

参考情報

① 機会費用に関する情報

産業投資特別会計から無利子貸付金及び直轄で施行する改革推進公共投資各事業の財源として受け入れた額について、平成15年3月に新規発行された10年国債の利回りを年利として算出した。

$$310,903 \text{ 百万円 (「他会計繰戻未済金」の年度末残高)} \times 0.700\% = 2,176 \text{ 百万円}$$

② 公共用財産に関する情報

堤防等の堤防等の施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数49年）により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。

具体的には、財務省作成「国の貸借対照表作成の基本的考え方」の手法によった。

(単位:百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施 設	46,186,926	1,838,527	747	1,186,063	46,838,643
用 地	15,120,356	539,436	4,490	-	15,655,302
公共用財産	61,307,282	2,377,963	5,237	1,186,063	62,493,945